２　前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十二条第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

３・４　［略］

（清算開始時の貸借対照表）

**第七十四条**　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

２～４　［略］

（各清算事業年度に係る事務報告書）

**第七十五条**　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第四十条第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

２　前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十二条第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

３・４　［略］

（清算開始時の貸借対照表）

**第七十四条**　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

２～４　［略］

（各清算事業年度に係る事務報告書）

**第七十五条**　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第四十条第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

（決算報告）

**第七十六条**　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一～四　［略］

２　［略］

（決算報告）

**第七十六条**　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一～四　［略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則第四十九条第三号ニからへまで及び第三号の二の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

**○財務省・経済産業省令第一号**

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十九条第二項の規定に基づき、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。